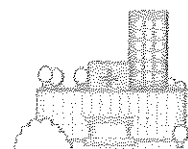


# 医療機関と事業承継



■片山・田中法律事務所 ■ 弁護士 片山 卓朗

Vol. 2

## — 相続による事業承継 —

### 相続人に医師がいる場合の検討課題

幸い、相続人の中に医師がおり、その相続人が事業承継を望んでいる場合でも、相続するに際し、超えなければならない問題があります。その一番大きな問題は、いかにして平穩に医師である相続人に医療機関（病院・診療所等）を相続させるかにあります。相続人の中には、医師である者もいれば、そうでない者もいます。相続財産の中で、医療機関を構成する財産の額が突出して大きいのが通常です。つまり、医師である相続人だけが他の相続人に比較し、大きな相続財産を取得することになるのです。どうしても、医師でない相続人に不満が出ます。そのような相続人間の利害を調整をすることの困難性は、誰が考えても容易に理解できるのではないのでしょうか。著者は、これまで事件をとおしてそのような困難な場面を多数見てきました。その中で感じたことを述べながら、どのようにしたら、相続人間に争いごとを起こさずに、医師である相続人に医療機関を相続させることができるか、その方法を具体的に示したいと思います。

#### (1) 個人病院・診療所の場合

個人病院・診療所の場合と医療法人（ここでは医療法人の大部分を占める一般の持分のある社団医療法人のことを指します）の場合とでは、相続の対象が異なります。個人病院・診療所の場合には、医療機関を相続する相続人が相続する財産は、病院・診療所の設備を含めた施設と医療に関連する債権・債務です。具体的には、病院・診療所の土地建物、レントゲンやCTなどの医療機器、医薬品などの棚卸資産、診療報酬の未収分などが相続する資産の代表的なものであり、病院・診療所の土地建物を取得するた

めの借入金、医療機器のリース、運転資金や従業員への退職金などが相続する負債の代表的なものとなります。

個人病院・診療所の場合には、医師である相続人に、集中して上記の医療機関を構成する資産・負債を相続させる必要があります。したがって、医師でない相続人には、それ以外の資産を相続させることとなります。医療機関を構成する資産以外に相続財産が沢山ある場合には、医師ではない相続人にそれ以外の資産を相続させることができるのですが、他に目ぼしい財産がない場合には、医師でない相続人に不満がでることが問題です。

医療法人の相続の場合にも同じような問題はありますが、医療法人の相続の場合には、相続の対象が医療法人の出資持分という抽象的な資産であることから、不公平の感じ方が違ってきます。医療法人の場合に比べ、個人病院・診療所の場合の方が相続で揉める可能性は高いと思います。

#### (2) 医療法人の場合

医療法人には、財団法人や社会医療法人、特定医療法人など出資持分のない医療法人もありますが、ここでいう医療法人は、医療法人の大部分を占める出資持分のある社団医療法人のことを指します。ところで、2007年4月1日以後には、出資持分の定めのある社団医療法人は新たに設立することができなくなりました。したがって、ここでいう医療法人は、2007年4月1日の前に設立された社団医療法人のことを指します。医療法人の相続の問題については、次回に記述することにします。